

VB TJ 規約

第 1 条 名称及び所在地

この団体は VB TJ と称する。VB TJ とは、Vietnamese Bible To Japan のことを指している。

事務所の所在地は 埼玉県所沢市青葉台 1337-1-508 とする。

第 2 条 目的及び活動

本会は、日本に在住しているベトナム人にイエスキリストの愛を伝えることを主な目的とする。その為に、以下のような活動を行うものとする；

* ベトナム語の聖書、信仰書を日本の教会が利用できるように働きかける。

(例:ベトナム語聖書、三浦綾子さんのベトナム語版“光あるうちに”、“旧約聖書入門”等)

* 日本の教会が在日ベトナム人に対して具体的な関わりが持てるように働きかける。

(礼拝や交わりの場の提供、言語学習の機会などの具体的な関わり)

尚、上記の他に、発展的な活動として以下のような活動を行なう場合がある。(例えば在日ベトナム語礼拝支援、在日ベトナム人生活支援、ベトナム向けベトナム語書籍の翻訳・出版支援など、その他。)

第 3 条 構成員

(A) 種類

本会は正会員とサポーターにより構成される。正会員は総会の議決に加わることができる。団体の正会員の場合は、その団体内の承認を受けた 1 名が総会の議決に加わることができる。

(B) 資格

(a) 本会の目的に賛同し会費を納入した団体及び個人を正会員とする。

(b) 正会員ではないが本会の目的に賛同している者は、登録を経てサポーターになり、各種案内を受け取り上記活動に協力することができる。

(C) 退会

正会員より退会の意志が示された場合はこれを妨げない。

(D) 是正勧告・除名

本会は本会に相応しくない行為等が認められる会員に対しては是正を勧告し、改善が認められない場合は除名することができる。

第4条 運営委員会および役員

(A) 運営委員会

本会は、活動を円滑に進める為に運営委員会を持つ。運営委員会は次の役員で構成される；運営委員長、副運営委員長、運営委員 若干名、及び会計監事、業務監事。

(B) 上記役員は運営委員会で推薦され、総会で任命される。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(C) 運営委員会の議決は多数決によって行われる。同数の場合の判断は運営委員長に一任される。

(D) 正副運営委員長は、運営委員会での互選で選出され本会を代表する。運営委員長は運営委員会の招集、運営委員会の議事運営を行う。

運営委員長が不在になった際には、新たな運営委員長が選出されるまで、副運営委員長が職務を代行する。

第5条 会議

本会の運営のため、次の会議を開催する。

(A) 総会

(a) 総会は本会の最高意志決定機関であり、正会員により構成される。本会に関わる重要事項について、運営委員会からの報告と提案を受け、審議し、総会出席者の過半数の賛成をもって承認となる。

(b) 総会の開催の正会員への連絡は、広報活動(ニュースレター発行)を通して行う。ただし正会員から運営委員会に対して参加の連絡がない場合は、運営委員会への全面委任が行われているものとする。

(c) 総会は毎年6月に行うものとする。

(B) 運営委員会

- (a) 運営委員会は、本会の目的を達成するために必要な運営を行う。
- (b) 運営委員会は、単年度の四半期毎すなわち年4回開催されなければならない。
開催方法は会合/メール/IT 通信など、手段は特に問わない。

第6条 資産

- (A) 本会の資産は次の通りとする。
 - (a) 会費(正会員一口五千円とし、複数口の納入を可能とする)
 - (b) 献金・寄付金
 - (c) その他の収入

- (B) 本会は非営利組織であり、資産はいかなる運営委員会の役員及び構成員にも帰属しない。解散する時点において仮に財産があった場合には、運営委員会の承認を経て別のキリスト教系団体に寄贈するものとする。

第7条 会計・監査（会計年度）

- (A) 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- (B) 運営委員会が予算を策定し、支出を承認し、決算する。

- (C) 会計監事は、決算を監査し、総会に報告する。

第8条 規約の変更

本規約を変更する場合には運営委員会および総会において承認を得なければならない。

本会の設立年月日は2019年10月21日であり、2021年6月12日の会員総会をもって正式に活動を始める。運営委員会および総会によって解散の決議がなされる時点まで本会は存続する。